

電力託送料金査定の経緯と将来像

今日の話のポイント(1)

- 1 電力システム改革により、(一部の)計画的経済的な発想しかない役人・OBと、既存の電気事業者とその利害関係者の知恵だけで作られる非効率的な市場から、全企業、全消費者の知恵を集める、透明で公正で効率的な、ビジネスチャンスに溢れた競争市場に変えていかなければならない。
- 1 託送料金はそのための重要なピース。透明で効率的な料金の形成が重要。
- 1 効率化は重要だが単純な託送料金の高低だけを論じても意味はない。託送料金を上げる改革が全体の効率性を改善することもある。

今日の話のポイント(2)

- 1 一連の料金審査で電力会社の独善が通用しないことを明らかにした。効率的な料金のための出発点はできた。今後継続的な努力が必要。
- 1 原価算定期間内に、既に認可された料金の変更命令を出すことと、次回料金改定時に料金をより合理的なものに誘導することは、本質的に異なる。認可後の劇的な状況変化によって誰の目にも明らかでない著しい不合理性が生じたのではないのにも拘わらず前者を行えば、今後の制度設計に著しい制約を与え、弊害は非常に大きい。一方後者の準備を今から進めることは重要な意味がある。

今日の話のポイント(3)

- 1 託送料金の原価の妥当性に関して複数の機関が関心を持ち、**継続的**に監視の目を光らせることは意味がある。
- 1 停電率が低く高品質だから託送料は高くても当然との説明に騙されてはいけない。日本の系統は世界に冠たる高品質であるのと同時に、欧州に比して恥ずかしい程僅かな再生可能電源の導入時ですら問題を起こす、脆弱で低品質な系統でもある。より効率的で安定的な系統にするために、監視等委員会、広域機関、エネ庁、送配電事業者、小売・発電事業者等、関係者の更なる努力が必要。

電力小売り全面自由化後の規制料金

- ・経過措置料金
- ・託送料金

インバランス料金

混雑送電線の使用料金

電源線建設費用負担(特定負担)

にも長期的には注目する必要がある

託送料金査定

(震災後)小売料金値上申請を出していなかった(従って料金査定を受けていない)社は、需要想定や人件費、修繕費、普及開発費等規制料金への折込単価・量なども含め査定
北陸・中国・沖縄電力

(震災後)小売料金値上申請を出し査定を受けた社はその査定された需要想定、折込単価・量等を前提に託送料金を算定。

これらを前提に、送配と小売・発電部門の配賦、電力システム改革に伴い送配電部門が備えるとされた費用、送配電部門内での費用の配賦(需要地近接性割り引きなど)の適正性を審査 全10社の託送料金を査定

査定を検証するためには、託送料金審査だけ見ても駄目

震災前の料金制度

認可制 値下届出制

・コスト低下を反映して機動的に料金改定できるようにするため

・コスト削減の誘因を与えるため

～コスト削減の利益を一定期間自社の利益とできる

←プライスカップ制とよく似た発想

～査定では限界がある。事業者に自主的に効率化する誘因を与える必要がある 小売自由化・システム改革

少なくともインフレ率程度の効率化を要求する制度 デフレ
下で事業者に極めて甘い制度となってしまった

値下届出制

値上げでない限り、事実上審査しない。事業者はコストベースで申請することになっているが、適正な範囲の費用のみが原価算入されているか、その単価が妥当かは事実上検証されていなかった。

届出制でも変更命令は出すことは可能だが、それを出すのは余程のことがない限り困難。～届出制の下で安易に変更命令が出せると、規制改革全般の文脈で弊害が大きい。

震災後の動き

東京電力の経営危機 東京電力に関する経営財務調査委員会による検証～料金制度の問題が明らかに

原価算定期間が過ぎてもすぐには改定しない。この間コストから乖離した想定原価。

(例)料金改定後、修繕費が急減することを繰り返している 効率化と言うにはあまりにも早いコストの低下。そもそも原価算定期間に費用を寄せていた、過大な費用を見積もっていたのではとの疑念

原価算定期間を少なくとも3年程度は取る必要があるとの指摘～でないに効率化による修繕費削減の誘因を与えるとストーリーが正当化できない

値上申請への対応

福島原発事故 福島第1・第2原発の停止

燃料費の急増 値上申請不可避

変分改定は認めず、本格改定へ。

東京電力に関する経営財務調査委員会の報告を踏まえて、事前に(現行ルールの範囲内で)査定の方針を決定

今まで一般電気事業者の言値に近かった原価算入の範囲等に対しても一定の枠を事前に定める

(例)電事連の費用等の参入を認めない

あくまで能率的な経営のもとで、安定供給に不可欠な費用しか認めないとの当然のことを確認。

3年以上の原価算定期間とし、効率化の誘因を付与

震災後の料金審査

料金審査

- ・7社の料金値上申請(東京 九州・関西 東北・四国・北海道 中部)
- ・2社の再値上げ(北海道、関西)
- ・託送料金審査

小売料金審査での焦点: 役員報酬を含む人件費、事業報酬率、燃料費、普及開発費、取引所利用による効率化、**修繕費・投資関連費用**

審査基準

- ・過去実績～原価算定期間に、過去実績に比して急増する費用を厳しく査定
- ・ヤードスティック～他社平均から大きく劣る費目を査定
- ・トップランナー方式～自社以外の調達で最安価なものを基準に査定
- ・他業界との比較～人件費
- ・しらみつぶしに全件を確認　その後その値をベースに簡易調査
- ・調達方法に注文を付け、実績値が適正になるよう監視

審査基準の適用

それぞれ適切と思われる費目に関して適切に使う

例えば、具体的に「どの費目、項目に関してヤードスティック査定を用いるべし」という提案なら理解できるが、抽象的に「ヤードスティック査定 of 拡充」などと提案するのは有害。

ヤードスティック査定などというものは、**全社非効率的な費目に適応したら、高い費用にお墨付きを与えることになりかねない**。業界のカルテルに脆弱等というような弊害だけではない。ヤードスティック査定を適用すべきケースに選択的に適用し、全社の費用を下げるべきものには別の査定を使うべき。

小売り料金審査で問題となった託 送料金に直結する議論

送配電部門の修繕費・投資計画

原則：原価算定期間よりも前に行うべきであった(後に行うべき)投資費用の原価算入を認めない

戦略的に原価算定期間に費用を寄せていないか確認。
従来であれば「高経年化対策で必要、安定性向上のために必要」と言えばノーチェックで通っていたものでも、説得力に欠けるものは認めない

小売り料金審査で問題となった託送料金に直結する議論

調達単価

政府による公共調達なら入札が原則

民間事業者である電気事業者は「入札が原則」という意識が希薄。そもそも政府もそれを必ずしも求めていなかった。

入札をしていなければ、本当に効率的な価格なのかわからない。入札していないものは、一定の効率化を見込んで現行の調達費用から効率化分だけ減額査定

入札するのは当たり前。今後は入札していないものはその費用の妥当性は事業者が示す必要がある(説得力がなければ減額される)。これを明確にしたのは大きな前進。

調達における入札

入札されればそれでいいというわけではない

競争メカニズムが働かなければ、なれあいの随意契約と同じ結果に。

仕様・契約条件が合理的か、結果的に複数社が応札でき競争が働いたと言えるか等の確認が重要。

ここまで全く至っていない。今回の査定では、その出発点に立った。次回改訂に向けて継続的な努力が必要。

政府部門の公共調達に関して、行政レビュー等で豊富な経験を持つ人材も有用。梶川委員がこの役割を果たしていると認識しているが、今後もこのような人材が少なくとも一人かかわるべき。一方電気(事業者)のことをよく知らない人が多すぎると事業者に丸め込まれるリスクも。

スマートメータ

震災後に普及させていく新しい調達。10年かけて普及させ、個々の機器も10年は使うものなので、今回合理的に調達されないと長期的な影響大。

強力な介入

- ・入札
- ・入札プロセス・仕様決定の仕方(RFPの要請、選定へ中立的な外部者の参画を要請)
- ・仕様の標準化・統一化

背景 スマートでない電子式メータの費用の開示を要求←国際価格とかけ離れた(スマートメータよりも高い)調達価格、大きな内々格差の存在が判明。

託送料金審査での焦点

事業報酬率、需要地近接性割引、予備力・調整力費用

事業報酬率～送配電部門は相対的にリスクが小さいことを反映して震災前の β 値を採用 結果的に1%事業報酬率を引き下げ

予備力・調整力費用～系統規模に比してかなりの大規模電源な脱落のリスクに対応した予備力費用は原因者負担とすべきとの整理。調整力費用も説明のつく電源持ち替え費用しか認めない

電力システム改革での積み残し課題

需要地近接性割引、託送費用の部門内配賦(特別高圧・高圧・低圧の配賦)の抜本的な改革の問題はまだ残っている
エネルギーの地産地消モデルが遠隔地に建てる大規模発電モデルと対等に戦えるような公正な料金体系が必要

送電線の利用を効率化する利用ルールの改革

市場メカニズムを効率的に使って系統費用を抑制する仕組み

今後の託送料金

今後の託送料金は上昇する可能性が大
これを効率化により如何に抑制するが大きな課題

- ・高経年化～更新投資の増大
- ・不安定電源の増加に伴う調整費用の増加
- ・電源の再配置に伴う送電線増強費用
- ・需要の減少に伴う固定費用/消費電力量の増加

だからこそ次回料金改定時には調達費用への厳しい監視、
一層の効率化の要請が更に重要になる。

事後監視

- ・超過利潤の監視・想定原価と実績原価と乖離の検証

これをしないと消費者の理解を得られない

しかしこれに過大な期待を持つべきでない。

- ・超過利潤は名目上の費用を上げれば解消でき、歪んだ誘因を与えかねない。

- ・想定原価以上に企業努力によって実績原価を下げ、それを利潤とするあるいは内部者に利益配分することは望ましいこと。事後監視のやり方を間違えるとこの誘因を損なう。

あくまで原価算定期間終了後の料金改定時の対応の参考として利用すべき。またこの段階でも、効率化努力による利益の一部を賃金などへ配分すこことも認めるべき。

プライスキャップ制

厳格な査定はやめ、一定率の効率化を求め、それ以上の効率化の利益は企業に与える

- ・調整条項の設定が難しい
- ・初期時点で合理的な料金が設定され、真の企業努力による低下分が企業の利益になるのは理解を得られるとしても、初期時点で水膨れした費用に基づく料金が設定されていたら消費者の利益にならない。

既に行われた査定で十分に合理的な水準になっているのでこれを基準にして良いとの考え方もあり得るが、私自身は制度改革がかなり進んだ段階で(特に調達に関して)もう一度厳格な査定を行った上でないと弊害が大きいと考える。

送料金は低いほどよいとは限らない

予備力を小売事業者に持たせるのか、系統部門に持たせるのか←容量メカニズムの議論と直結

小売の負担を軽くし系統部門の負担を重くする 託送料は上がるが小売事業者の託送料以外の費用は下がる。規模の経済性が効いて、託送料は下がるが全体の費用が下がることはあり得る。 単に託送料の高低だけでなくシステム全体の効率性を考えて制度を設計すべき。

今後の値下届出制の運用への懸念

- ・高経年化・不安定電源の増加に伴う調整費用の増加
- ・電源の再配置に伴う送電線増強費用
- ・需要の減少に伴う固定費用/消費電力量の増加
- ・電力システム改革の進展に伴い系統部門の責任が増加することに伴う費用増

これらを全て変分改訂・サーチャージ化等によって別建てにし、それ以外の部分が値上げされなければ値下届出制を適用 **震災前と同じ弊害が起こりかねない**

- ・変分改訂、サーチャージ化する範囲を広くしすぎない
- ・抜本的な制度改定があったときには再度きちんと査定するのが筋←これらの対応が正しくなされるかの監視も重要

託送料金の2部料金制

託送料金の費用のかなりの部分が固定費用
一方で託送料金のかなりの部分が従量料金
固定費のかなりの部分を従量料金で回収
様々な弊害の可能性

一方で、これは結果的には電力消費税が課され、レベニュー・ニュートラルな形で電力消費者に(基本料金の軽減として)還元されているのと同じ効果を持つ。

カーボンプライシングが導入される前にここだけ改革するのは社会的な利益と共に弊害も

託送料金改革は長期的な取組が必要

託送料金の配賦

託送料金の費用のかなりの部分が固定費用

高圧の託送料金 ← 特別高圧の固定費 + 高圧の固定費

低圧の託送料金 ← 高圧の固定費 + 低圧の固定費

大電源を遠隔地に建設し、それを需要地まで大送電線で運ぶビジネスモデルを前提とした託送料金体系。将来もこの体系が合理的であり続けるとは限らない。

←これをいつまでも続けては、分散型電源を主力とする地産地消のビジネスモデルが公正に競争できず、結果的に再エネが不利に。

料金審査の段階の問題ではなく、電力システム改革の問題。こちらの改革も重要。

需要地近接性割引

同じ量の電気でも、どこで発電するか、どこで消費するかによって、系統への負荷は(従ってコストも)大きく異なる。本来はどこで発電するか、どこで消費するかによって託送料が変わってもおかしくない。

従来の発想：一律料金を基本に、潮流を改善する事業者の託送料を送電ロス相当分割引

固定費も節約できるはず。電圧階級の低い所での接続もある。電力システム改革で改善策を打ち出すも送配電事業者は逆に実質後退させる申請案を提出 紛糾したが、少なくとも後退していない所まで押し戻す。

長期的には考え方を抜本的に改め、発電事業者と小売り事業者がそれぞれ発電場所と消費場所に応じて費用に応じた適切な託送料を負担する体系に変えるべき